

【案】 宍粟市手話施策推進方針アクションプラン (H31～H35)

H31.3.1時点

施策1: 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項

【施策の課題】

- ・市内小中学校で手話教室が実施されているが、全校での実施には至っていない。今後、児童が段階的に手話を学べる機会や体制整備が必要
- ・市民が気軽に手話やろう者の文化に触れ、理解を深めるための機会がない。また、手話の啓発を進めるためには、市民とろう者、手話を学んでいる者(サークル、ボランティア、学生等)が交流する機会の創出が必要
- ・市内の商店や事業所が手話を積極的に学べる環境が整備されていない。また、市役所職員が手話への理解を更に深めるため、積極的な研修機会の創出が必要
- ・手話教室で学んだことを忘れてしまう。学んだ内容を振り返るための工夫が必要

【施策の方向性】

手話教室を主として、目的や対象に応じた実施方法、プログラムを整備するとともに、市民に対して手話やろう者への理解を広く深めるための機会を創出する。

【具体的な施策】

- ・市内小中学校において手話教室の実施及び段階的な受講カリキュラムの策定
- ・ろう者、支援者等を主体とした手話の普及啓発を目的としたイベントの開催
- ・商工会等の協力のもと、事業所向け手話教室の積極的な実施及び手話の理解に積極的な事業所に対して協力店としてステッカー等の配布・市ホームページに掲載
- ・しーたん手話講座で紹介した手話などを掲載したパンフレット作成及び手話教室受講者に配布

年度	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
施策 市内公立学校(小・中)での手話教室の実施	福祉学習等の実情について担当課を交え意見交換、課題整理を行う中で、実施方法について検討・調整を行う(※手話教室は従来どおり実施)				市内全校で手話教室を実施
手話に関するイベントの開催 条例制定5年を機にイベントを実施	開催に向けた準備・調整	イベント開催	実施内容を評価し、今後の開催方法について検討		
商工会と連携した手話教室の実施 手話協力店にはステッカーを配布	実施方法の検討・ステッカー製作		事業所向け手話教室の開催・ステッカー配布		
全職員を対象とした手話研修の実施 手話検定の受験の推進(宍粟市を会場として実施)	開催に向けた準備・調整		職員手話研修の実施・手話検定受験(市職員・学生等)		
パンフレットの作成・配布 手話教室学習後の復習を担う目的の内容で作成し、主に手話の単語などを掲載する。(広報で使用した素材を活用する。)	パンフレットの内容検討・作成	手話教室受講者に配布 必要に応じ見直し・続編等の作成を行う			

施策2: 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

【施策の課題】

- ・言語が異なること、聞こえないことなどの要因から、ろう者(児)は十分な情報を得ることができず、地域から孤立する恐れがある。
- ・医療機関、お店などに連絡を取りたくても連絡手段が限定されてしまう。(ファックス、メール、ネット対応のところが少ない。)
- ・災害時に避難先で手話が通じないと身体の不調や困っていることなどを伝えることができない。また、外出先などでケガや事故に遭って自ら助けを呼ぶことができない。
- ・市内の公立病院には手話通訳者が設置されていないため、体調不良などで受診したいときも派遣依頼をする必要がある。

【施策の方向性】

ろう者が自分たちの言語でコミュニケーションをとり、他者と交流するためのスペースを提供することで、情報交換や個人の自立、社会参加を高める。また、災害時等にコミュニケーションを円滑に行うための手法について先進事例などを研究し、宍粟市に適した支援の方法を模索する

【具体的な施策】

- ・ろう者(児)、支援者、市民が気軽に集い交流できるスペースの設置
- ・電話リレーサービスの検討
- ・避難所での円滑なコミュニケーション手段の確立
- ・Net119導入に向けたろう者のサポート及び円滑な実施
- ・公立病院に手話通訳者の設置を検討

年度	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
施策 日中の居場所・交流スペースの提供	実施方法、頻度、会場について検討		試験的实施	実施結果に基づき検証	
電話リレーサービス実施事例の調査・研究・検討	導入市町の調査・研究				
西はりま消防組合と連携して、Net119の導入	【導入時期未定】	導入スケジュールが明らかになれば登録等について消防組合と連携して対応			
災害時の意思疎通支援方法の整備 コミュニケーションボード等の作成、設置	作成・内容検討	避難所担当者等に配布 目的に応じた作成について検討			
公立病院への手話通訳者を設置	配置に向けた課題の把握、事務調整 必要に応じて、公立病院との意見交換などを実施(仮)				

施策3: 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項

【施策の課題】

- ・登録手話通訳者の有資格化及び高齢化に伴った手話通訳者(士)の不足
- ・手話通訳者養成講座Ⅰ-Ⅲ(県必須事業)が遠方で受講したくても受講できない(講座は複数年及び複数回にわたるため)
- ・意思疎通支援事業の運営について、当事者・支援者・行政間で情報共有を図る機会がない。また、事業の課題解決や評価を行う体制ができていない。
- ・業務実施に伴い、設置手話通訳者の負担が過大(現状の勤務形態で夜間、緊急時等の対応にあたることへのリスク)
- ・手話施策の推進に伴い、設置手話通訳者の公立病院での設置、アウトリーチ支援などを見据えた業務量の増加

【施策の方向性】

将来的な登録手話通訳者(士)の不足に対して、レベルに応じた段階的な養成講座を実施していく必要がある。また、手話施策の推進に伴い増加する業務量や職責に応じた雇用形態、人員体制の確保、整備を行っていく。

【具体的な施策】

- ・手話通訳士試験対策講座の実施
- ・手話通訳者養成講座の実施(西播磨圏域での実施についても併せて検討)
- ・意思疎通支援事業連絡会の実施
- ・手話通訳者の正規職員採用化
- ・設置手話通訳者の人員増
- ・公立病院への手話通訳者の配置

施策	年度	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
登録意思疎通支援者の養成 現状17名(7名)を平成35年度までに20名(10名)の登録を目標とする。()内は有資格者数		奉仕員養成講座、レベルアップ講座、統一試験対策講座の実施 新たな養成プログラムの検討・実施				登録者数 20名(10名)
手話通訳士試験対策講座の実施		実施方法検討	事業実施			
手話通訳者養成講座の実施方法検討		西播磨圏域での調整・協議		調整結果を受け、市内実施を検討		
意思疎通支援事業連絡会		開催	テーマ、課題等に基づき年数回開催			
手話通訳者の正規職員採用化		関係部局との調整				
設置手話通訳者の人員増 公立病院への手話通訳者の配置(施策2)		人員増・配置に向けた課題の把握、事務調整				